（証券コード　6856）
2020年３月６日

株　主　各　位

京都市南区吉祥院宮の東町２番地
株式会社　堀場製作所
取締役社長　足立正之

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年３月27日（金曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　**2020年３月28日（土曜日）午前10時（午前９時受付開始予定）**

２．場　　所　**京都市南区吉祥院宮の東町２番地　当社講堂**
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

１．第82期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第82期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役８名選任の件

第２号議案　監査役３名選任の件

第３号議案　補欠監査役２名選任の件

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年３月27日（金曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2020年３月27日（金曜日）午後５時までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、50頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面と電磁的方法と重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものといたします。

以　上

1．当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に必ずご提出くださいますようお願い申しあげます。

2．株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、代理人による議決権の行使につきましては、当社定款の定めにより議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができることとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

3．本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

4．株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.horiba.com/jp/investor-relations/shareholders-meeting/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

〔添付書類〕

事　業　報　告

（2019年１月１日から2019年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度の分析・計測機器業界を振り返りますと、自動車関連では、世界的な排ガス規制強化を背景に、欧州や中国、インドにおいて需要が高い水準で推移しました。加えて、ハイブリッド車や電気自動車開発など電動化車両の開発投資や、自動運転といった次世代自動車技術への開発投資も高い水準で続きました。また、持続可能な社会の実現に向け、燃料電池などを含むエネルギーの効率的な活用に向けた投資の拡大が見られました。環境関連では中国やインド、東南アジアなど新興国を中心に環境規制が強化されており、環境モニタリング市場での需要が増加しています。一方、半導体関連では、パソコンやスマートフォンの演算処理に使われるロジック分野での設備投資が年間を通じて堅調に推移したものの、記憶素子として使われるメモリー分野では設備投資のタイミングに調整が生じました。2019年末にかけては一部半導体メーカーの投資が再開しましたが、2018年比では大幅に需要が減少することとなりました。

この間、為替相場を見ますと、当連結会計年度の平均為替レートは、１USドル109.03円、１ユーロ122.03円と、前年と比べUSドルは1.3％の円高、ユーロは6.4％の円高になりました。

当社グループにおける、当連結会計年度に実行した事業部門別の強化施策といたしましては、次のとおりです。

自動車計測システム機器部門では、びわこ工場「HORIBA BIWAKO E-HARBOR」内に電動化車両バッテリー及び燃料電池の評価試験設備「CELL 0」を開設しました。また、2018年に買収したホリバ・フューエルコン社（ドイツ）の供給力強化を実現する新社屋の建設を開始し、車両の電動化に関わるビジネスの拡大を実現します。さらに、「HORIBA BIWAKO E-HARBOR」ではさらなる生産効率の向上に取り組み、グローバルレベルでの排ガス規制強化による需要の高まりに対応しました。

環境・プロセスシステム機器部門では、成長著しいアジア市場での競争力強化に向け、中国・インドでの現地対応能力の強化に取り組みました。また、船舶を対象とした環境規制強化を受けて、船舶排ガス浄化装置用水質モニターの販売を開始し、新たな市場の獲得に努めました。

医用システム機器部門では、国内開業医市場での製品ラインアップ拡充や、病院市場向けの販売体制構築に取り組みました。また、グローバルレベルでの品質管理体制の強化を図るとともに、医療機器に関連する規制・法令の標準・厳格化に対応するため、当社医用部門の機能を一元化させ、規制・法令の変化に迅速かつ効率的に対応できる体制としました。

半導体システム機器部門では、一部工程の自動化や市場の立ち上がりに向けた生産ラインの整備など工場での生産プロセス改善や、新規サプライヤーの開拓による材料コストの見直しなどに取り組みました。開発面においても、ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）の「HORIBA Reno Technology Center」における新技術開発の強化や、薄型マスフローコントローラーの市場投入準備などを進めました。

科学システム機器部門では、お客様の検査プロセス自動化などの需要に対応する独自製品の販売拡大に取り組みました。また、ホリバ・フランス社（フランス）が創業200周年を迎え、年間を通してグローバルレベルでブランドプロモーションに取り組み、“ジョバンイボン”ブランドの更なる浸透とステークホルダーとの関係強化に取り組みました。

さらに、重要な投資案件としては、中国でのビジネス拡大に向け、中国新拠点の建設に着手しました。また、サービスビジネス拡大への基盤を構築するため、日本において株式会社堀場テクノサービスの新本社建設を開始しました。

このような経営環境のもと、当連結会計年度における当社の業績は、売上高200,241百万円と前期比4.9%の減収となり、利益面でも営業利益20,916百万円、経常利益20,518百万円、親会社株主に帰属する当期純利益15,481百万円とそれぞれ前期比27.5%、同27.5%、同30.6%の減益となりました。

事業部門別の状況は、次のとおりであります。

(自動車計測システム機器部門)

アジアや欧州において、エンジン排ガス測定装置の販売が増加しました。この結果、売上高は81,042百万円と前期比1.7%の増収となりました。利益面では、販売地域構成の変化などに伴う利益率の低下、及び研究開発費の増加などにより、6,454百万円と同16.2%の減益となりました。

(環境・プロセスシステム機器部門)

日本において水質計測装置が、欧州において大気汚染監視用分析装置の販売が増加したことなどから、売上高は19,500百万円と前期比0.7%の増収となりました。利益面では、研究開発費用が増加したことなどから営業利益は1,697百万円と同16.3%の減益となりました。

(医用システム機器部門)

日本において開業医市場向けの販売が増加したものの、ユーロ安により売上高が円換算で目減りしたことなどから、売上高は25,335百万円と前期比2.6%の減収となりました。利益面では、研究開発費用が増加したことなどから営業利益は1,302百万円と同28.6%の減益となりました。

(半導体システム機器部門)

半導体メーカーの設備投資の調整を背景とし、半導体製造装置メーカー向けの販売は年末にかけてゆるやかに回復したものの、前期比では販売が減少しました。この結果、売上高は47,191百万円と前期比18.3%の減収、営業利益は10,727百万円と同37.1%の減益となりました。

(科学システム機器部門)

アジアを中心に販売が減少したことから、売上高は27,170百万円と前期比2.1%の減収となりました。利益面では、利益率の高い製品販売が拡大したことなどから営業利益は734百万円と同232.1%の増益となりました。

企業集団の事業部門別売上高

〔単位　百万円〕

部　門	第81期 (2018年1月～2018年12月)	第82期(当連結会計年度) (2019年1月～2019年12月)	前　期　比 増 減 (△) 額
自動車計測システム機器	79,656	81,042	1,386
環境・プロセスシステム機器	19,361	19,500	139
医用システム機器	26,012	25,335	△676
半導体システム機器	57,785	47,191	△10,594
科学システム機器	27,754	27,170	△583
合　　計	210,570	200,241	△10,328

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資額（無形固定資産を含む）は12,834百万円であり、その主なものは当社の燃料電池の評価試験施設や、ホリバ・インド社（インド）の試薬工場の新設などであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2019年10月17日に第５回無担保社債150億円、第６回無担保社債150億円を発行しました。

⑷　対処すべき課題

当社グループは、2018年度で計画の達成水準に近付いた中長期経営計画「MLMAP2020」を２年前倒しで更新し、2023年を目標年度とする中長期経営計画「MLMAP2023」を策定しました。自動車産業に代表される電動化や自動運転といった次世代技術による外部環境の急激な変化にも積極的に対応します。

MLMAP2023においては、「ONE STAGE AHEAD」のスローガンのもと、３つの重点施策「Market Oriented Business」「Solution Provider Beyond Life Cycle Management」「HORIBA Core Values “The Next Stage of Super Dream Team”」を推し進め、堀場製作所の創立70周年を迎える2023年に、売上高3,000億円、営業利益400億円、ROE10％以上の達成をめざし、さらなる事業成長と企業価値向上を実現します。

一つ目の重点施策「Market Oriented Business」では、当社が５つの事業部門でグローバルに保有する技術、営業チャネル、生産拠点、顧客ネットワークを有機的に組み合わせ、お客様のニーズに応える独自の分析・計測ソリューションを提供します。当社の強みである「はかる」技術を通じて、メガトレンドをリードする３フィールド、すなわち、Energy & Environment、Materials & Semiconductor、Bio & Healthcareにおいて、イノベーションを加速させる企業体への変革をめざします。

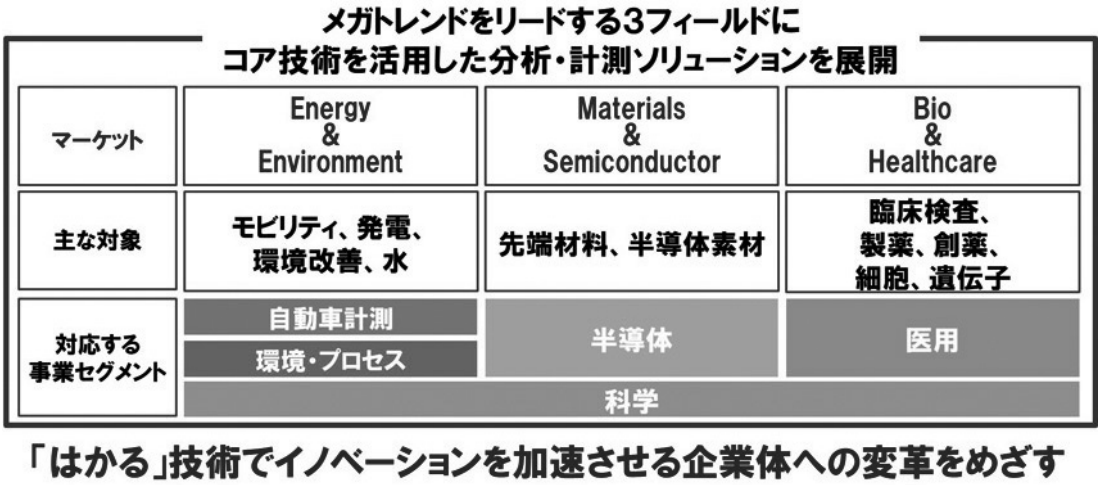

二つ目の重点施策「Solution Provider Beyond Life Cycle Management」では、これまで積み上げてきた分析・計測のノウハウを活用し、今まで見えなかった情報を定量化することで、新たなアプローチからお客様の課題解決に貢献する、データマネジメントの領域にビジネスを拡大します。製品稼動データによる正確な機器管理により、顧客設備の効率運用をサポートすることに加え、計測データの解析により

新しい価値の提供を実現し、機器販売と高付加価値なサポートの融合を実現します。

三つ目の重点施策「HORIBA Core Values “The Next Stage of Super Dream Team”」では、これまで推し進めてきた「人財」育成やダイバーシティ強化の施策をさらにグローバルに推し進め、全ての事業活動の原動力となる「強い人財」を作る組織体制を強化します。また、資産価値の最大化を実現するために導入した経営指標「HORIBA Premium Value」を用いて、事業部門やグループ各社、そして当社グループ全体の資産効率の最適化に向けた活動を加速します。

オーナー（株主）の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸　財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　分	第79期 (2016年1月～2016年12月)	第80期 (2017年1月～2017年12月)	第81期 (2018年1月～2018年12月)	第82期(当連結会計年度) (2019年1月～2019年12月)
受　注　高（百万円）	177,626	211,781	211,615	198,758
売　上　高（百万円）	170,093	195,399	210,570	200,241
経常利益（百万円）	18,279	26,608	28,316	20,518
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	12,962	16,281	22,313	15,481
1株当たり当期純利益（円）	307.74	386.30	529.24	367.09
総　資　産（百万円）	239,657	265,920	277,368	315,133
純　資　産（百万円）	133,191	150,866	162,018	171,615
1株当たり純資産額（円）	3,148.70	3,565.00	3,826.44	4,053.30

（注）1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
　　2．1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
　　3．第82期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を適用しており、第81期の金額は遡及適用後の金額を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区　分	第79期 (2016年1月～2016年12月)	第80期 (2017年1月～2017年12月)	第81期 (2018年1月～2018年12月)	第82期(当事業年度) (2019年1月～2019年12月)
受　注　高（百万円）	62,986	66,587	66,047	63,283
売　上　高（百万円）	59,087	62,869	63,702	64,029
経常利益（百万円）	9,251	10,300	13,507	13,695
当期純利益（百万円）	7,667	9,092	12,059	11,816
1株当たり当期純利益（円）	182.03	215.72	286.03	280.18
総　資　産（百万円）	154,157	169,101	172,136	207,503
純　資　産（百万円）	92,896	99,586	104,657	111,940
1株当たり純資産額（円）	2,193.95	2,350.70	2,468.74	2,638.66

（注）1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
　　2．1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

3．第82期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を適用しており、第81期の金額は遡及適用後の金額を記載しております。

⑹　重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社は親会社を有しておりません。

②重要な子会社の状況　（2019年12月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社堀場エステック	1,478百万円	100.0%	ガス流量計測・制御装置の製造、販売
ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）	10,364千US$	100.0%	測定機器の製造、販売
ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）	8,802千Euro	100.0%	測定機器の製造、販売
ホリバABX社（フランス）	23,859千Euro	100.0%	血球計数装置の製造、販売
ホリバ・フランス社（フランス）	7,075千Euro	100.0%	光学機器及び精密機械の製造、販売
ホリバMIRA社（イギリス）	50,000千Pound	100.0%	車両開発エンジニアリング
ホリバ・UKファイナンス社（イギリス）	50,000千Pound	100.0%	グループ会社のファイナンス及び資金管理
ホリバ・アメリカス・ホールディング社（アメリカ）	190,364千US$	100.0%	グループ会社のファイナンス及び資金管理
厚礼博（中国）投資有限公司（中国）	37,650千US$	100.0%	グループ会社のファイナンス及び資金管理

（注）議決権比率は、間接所有によるものを含んでおります。

⑺ **主要な事業内容**　（2019年12月31日現在）

当社グループは各種分析計の製造及び販売を行っており、部門別の主要製品・サービスは次のとおりであります。

部　　門	主要製品・サービス
自動車計測システム機器	エンジン排ガス測定装置、使用過程車用排ガス測定器、車載型排ガス測定装置、ドライブラインテストシステム、エンジンテストシステム、ブレーキテストシステム、燃料電池試験装置、バッテリー試験装置、車両開発エンジニアリング、試験エンジニアリング、研究開発棟リース
環境・プロセスシステム機器	煙道排ガス分析装置、水質計測装置、大気汚染監視用分析装置、環境放射線測定器、プロセス計測設備
医用システム機器	血球計数装置、免疫測定装置、生化学用検査装置、血糖値検査装置
半導体システム機器	マスフローコントローラー、薬液濃度モニター、半導体異物検査装置、残留ガス分析装置
科学システム機器	水質計測装置、粒子径分布測定装置、蛍光Ｘ線分析装置、元素分析装置、ラマン分光分析装置、蛍光分光・寿命測定装置、分光器・検出器、グレーティング（回折格子）

(8) 主要な営業所及び工場　(2019年12月31日現在)

株式会社堀場製作所	本社・工場(京都市) びわこ工場(大津市) 西院工場(京都市) HORIBA最先端技術センター(京都市) 東京支店(東京都千代田区) 北海道セールスオフィス(札幌市) 東北セールスオフィス(仙台市) 栃木セールスオフィス(宇都宮市) 東京セールスオフィス(東京都千代田区) 横浜セールスオフィス(横浜市) 浜松セールスオフィス(浜松市) 豊田セールスオフィス(豊田市) 名古屋セールスオフィス(名古屋市) 大阪セールスオフィス(大阪市) 四国セールスオフィス(高松市) 広島セールスオフィス(広島県安芸郡) 九州セールスオフィス(福岡市)
株式会社堀場エステック	本社・工場(京都市) 阿蘇工場(熊本県阿蘇郡) 京都福知山テクノロジーセンター(福知山市)
ホリバ・インスツルメンツ社(アメリカ)	本社・工場(アメリカ／カリフォルニア州) 研究所・工場(アメリカ／ニュージャージー州) 研究所・工場(アメリカ／ネバダ州)
ホリバ・ヨーロッパ社(ドイツ)	本社・工場(ドイツ／オーバーウルゼル市) 支店(ドイツ／ダルムシュタット市)
ホリバABX社(フランス)	本社・工場(フランス／モンペリエ市)
ホリバ・フランス社(フランス)	本社・工場・リサーチセンター(フランス／パレゾー市)
ホリバMIRA社(イギリス)	本社(イギリス／ナニートン市)
ホリバ・ブラジル社(ブラジル)	本社・工場(ブラジル／サンパウロ州)
ホリバ・インド社(インド)	本社(インド／ニューデリー市) テクニカルセンター(インド／プネ市)
ホリバ・コリア社(韓国)	本社(韓国／安養市)
堀場エステック・コリア社(韓国)	本社(韓国／龍仁市)

⑼ 従業員の状況　（2019年12月31日現在）

①企業集団の従業員

部　　門	従業員数	前期末比増減
自動車計測システム機器	2,803名	154名増
環境・プロセスシステム機器	605名	2名減
医用システム機器	1,243名	57名増
半導体システム機器	1,000名	47名増
科学システム機器	959名	1名増
全社（共通）	1,678名	88名増
合　　計	8,288名	345名増

②当社の従業員

従業員数		前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男　　性	1,272名	19名増	41.4歳	14.7年
女　　性	430名	27名増	36.8歳	10.3年
合　　計	1,702名	46名増	40.2歳	13.6年

⑽ 主要な借入先の状況　（2019年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	15,539百万円
株式会社みずほ銀行	4,692百万円
株式会社三井住友銀行	2,469百万円

2．会社の株式に関する事項　（2019年12月31日現在）

⑴　**発行可能株式総数**　100,000,000株

⑵　**発行済株式の総数**　42,532,752株（自己株式356,524株を含む。）

⑶　**株主数**　6,882名

⑷　**大株主**　（上位10名）

株　主　名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,446	5.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,397	5.7
ピクテ　アンド　シエ　ヨーロツパ　エスエー ルクセンブルク　レフ　ユーシツツ	2,252	5.3
全国共済農業協同組合連合会	1,682	4.0
堀場　厚	1,040	2.5
京都中央信用金庫	837	2.0
株式会社京都銀行	828	2.0
堀場洛楽会投資部会	804	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	802	1.9
堀場グループ従業員持株会	710	1.7

（注）持株比率は自己株式（356,524株）を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴　当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

（2019年12月31日現在）

名称	発行日	個数	株式の種類と数	行使時の払込金額	行使期間	保有者数
第1回株式報酬型新株予約権	2009年４月16日	216個	普通株式 21,600株	1株当たり 1円	2009年４月17日～2039年４月16日	取締役4名
第2回株式報酬型新株予約権	2010年４月23日	107個	普通株式 10,700株	1株当たり 1円	2010年４月24日～2040年４月23日	取締役4名
第3回株式報酬型新株予約権	2011年４月21日	128個	普通株式 12,800株	1株当たり 1円	2011年４月22日～2041年４月21日	取締役4名
第4回株式報酬型新株予約権	2012年４月24日	114個	普通株式 11,400株	1株当たり 1円	2012年４月25日～2042年４月24日	取締役4名
第5回株式報酬型新株予約権	2013年５月 ８日	149個	普通株式 14,900株	1株当たり 1円	2013年５月 ９日～2043年５月 ８日	取締役4名
第6回株式報酬型新株予約権	2014年４月24日	123個	普通株式 12,300株	1株当たり 1円	2014年４月24日～2044年４月23日	取締役4名
第7回株式報酬型新株予約権	2015年５月 ８日	95個	普通株式 9,500株	1株当たり 1円	2015年５月 ９日～2045年５月 ８日	取締役4名
第8回株式報酬型新株予約権	2016年５月10日	128個	普通株式 12,800株	1株当たり 1円	2016年５月11日～2046年５月10日	取締役4名
第9回株式報酬型新株予約権	2017年５月 ９日	82個	普通株式 8,200株	1株当たり 1円	2017年５月10日～2047年５月 ９日	取締役5名
第10回株式報酬型新株予約権	2018年５月 ８日	88個	普通株式 8,800株	1株当たり 1円	2018年５月 ９日～2048年５月 ８日	取締役5名
第11回株式報酬型新株予約権	2019年４月19日	139個	普通株式 13,900株	1株当たり 1円	2019年４月20日～2049年４月19日	取締役5名

（注）１．社外取締役及び監査役は含まれておりません。

２．第１回株式報酬型新株予約権から第４回株式報酬型新株予約権までの主な行使条件は以下のとおりであります。

⑴　「行使期間」に関わらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できます。

⑵　その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

３．第５回株式報酬型新株予約権から第11回株式報酬型新株予約権までの主な行使条件は以下のとおりであります。

⑴　「行使期間」に関わらず、新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、子会社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できるものとし、それぞれの地位に基づいて割当てを受けた新株予約権をそれぞれ一括して行使できます。

⑵　その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4．上記の新株予約権の個数及び数には、執行役員の地位であった時に交付されていたものを含みます。

⑵　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

名称	発行日	個数	株式の種類と数	行使時の払込金額	行使期間	交付者数
第11回株式報酬型新株予約権	2019年４月19日	65個	普通株式6,500株	1株当たり1円	2019年４月20日～2049年４月19日	執行役員18名
第11回株式報酬型新株予約権	2019年４月19日	37個	普通株式3,700株	1株当たり1円	2019年４月20日～2049年４月19日	子会社の取締役及び執行役員12名

（注）新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

1．「行使期間」に関わらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、子会社の取締役及び執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できるものとし、それぞれの地位に基づいて割当てを受けた新株予約権をそれぞれ一括して行使できます。

2．その他の条件については、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

⑶　その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

⑴　取締役及び監査役の氏名等　（2019年12月31日現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
堀　場　　厚	代表取締役会長兼グループCEO	株式会社堀場エステック　代表取締役会長 ソフトバンク株式会社　社外取締役
齊　藤　壽　一	代表取締役副会長兼グループCOO	ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス）　代表取締役社長
足　立　正　之	代表取締役社長	ホリバ・フランス社（フランス）　経営監督委員会議長
大　川　昌　男	常務取締役 （管理本部長兼東京支店長）	
長　野　隆　史	取締役 (GLOBAL ATS BOARD LEADER)	ホリバ・コリア社（韓国）　代表取締役会長
杉　田　正　博	取締役	株式会社七十七銀行　社外取締役
東伏見　慈　晃	取締役	宗教法人青蓮院　代表責任役員　門主 株式会社片岡製作所　社外監査役
竹　内　佐和子	取締役	東京音楽大学　客員教授 山形大学工学部（学術院）　客員教授 サクサホールディングス株式会社　社外取締役
宇　野　敏　彦	監査役（常勤）	
石　角　完　爾	監査役	千代田国際経営法律事務所　所長　代表弁護士
石　田　敬　輔	監査役	株式会社写真化学　代表取締役会長 株式会社エスケーエレクトロニクス　取締役相談役

（注）1．取締役　杉田正博、東伏見慈晃、竹内佐和子は、社外取締役であります。
2．監査役　石角完爾、石田敬輔は、社外監査役であります。
3．監査役　石角完爾は、弁護士の資格を有しており、財務・会計及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役　石田敬輔は、長年にわたる企業経営者としての経験を有し、財務・会計及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当社は、社外取締役全員及び社外監査役のうち石田敬輔を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6．当事業年度中に、次のとおり取締役及び監査役の重要な兼職の状況に異動がありました。

氏　　名	重要な兼職の状況		
	異動前	異動後	異動年月日
東伏見　慈　晃	宗教法人青蓮院　代表責任役員　門主	宗教法人青蓮院　代表責任役員　門主 株式会社片岡製作所　社外監査役	2019年 4 月 1 日
竹　内　佐和子	東京音楽大学　客員教授 山形大学工学部（学術院）　客員教授	東京音楽大学　客員教授 山形大学工学部（学術院）　客員教授 サクサホールディングス株式会社　社外取締役	2019年 6 月 27日
石　田　敬　輔	株式会社写真化学　代表取締役会長兼社長 株式会社エスケーエレクトロニクス　取締役相談役 晟雋創新科技股份有限公司　董事長	株式会社写真化学　代表取締役会長兼社長 株式会社エスケーエレクトロニクス　取締役相談役	2019年 3月 15日
石　田　敬　輔	株式会社写真化学　代表取締役会長兼社長 株式会社エスケーエレクトロニクス　取締役相談役	株式会社写真化学　代表取締役会長 株式会社エスケーエレクトロニクス　取締役相談役	2019年 4月 1日

⑵ 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役８名　７億 2,299万円（うち社外３名　1,800万円）
監査役３名　　2,400万円（うち社外２名　1,200万円）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、2013年３月23日開催の第75回定時株主総会において年額７億円以内（うち社外取締役分2,000万円以内、また使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、この報酬限度額の内訳は、連結純利益に連動する報酬として上限５億円、下限０円、定期同額給与等の基本報酬として２億円以内としております（ただし、社外取締役に対する報酬は基本報酬のみとする。）。また、これとは別枠にて、2009年３月28日開催の第71回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額7,000万円以内の範囲で取締役（社外取締役を除く。）に割当てることを決議いただいております。
３．上記の取締役に対する報酬等の額には、当事業年度に係る連結純利益に連動する報酬４億9,000万円及び株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権6,499万円（取締役 ５名）が含まれております。
４．監査役の報酬限度額は、2007年３月24日開催の第69回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。

⑶　社外取締役及び社外監査役に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取締役	杉田正博	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し、また、当社の西院工場や株式会社堀場エステックの京都福知山テクノロジーセンターへ出張し現状把握に努めるとともに、国際経験豊かで、金融に関する造詣も深いうえ、取締役、監査役としての経験も有しており、当社の経営について貴重な指摘、意見をいただいております。
取締役	東伏見慈晃	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し、また、当社の西院工場や株式会社堀場エステックの京都福知山テクノロジーセンターへ出張し現状把握に努めるとともに、宗教法人青蓮院の門主としての卓見に基づく倫理的観点からの助言や、金融機関での勤務経験等に基づく当社の経営についての貴重な指摘、意見をいただいております。
取締役	竹内佐和子	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し、また、当社の西院工場や株式会社堀場エステックの京都福知山テクノロジーセンターへ出張し現状把握に努めるとともに、工学博士としての見識や、当社の主要な拠点があるフランスをはじめとした国際経験に基づき、当社の経営について貴重な指摘、意見をいただいております。
監査役	石角完爾	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席するとともに、当事業年度開催の監査役会14回のうち全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役	石田敬輔	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席するとともに、当事業年度開催の監査役会14回のうち全てに出席し、経営者としての経験も豊富で、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

②重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　　名	兼　　職　　状　　況
取 締 役	杉　田　正　博	株式会社七十七銀行　社外取締役
取 締 役	東伏見　慈　晃	宗教法人青蓮院　代表責任役員　門主 株式会社片岡製作所　社外監査役
取 締 役	竹　内　佐和子	東京音楽大学　客員教授 山形大学工学部（学術院）　客員教授 サクサホールディングス株式会社　社外取締役
監 査 役	石　角　完　爾	千代田国際経営法律事務所　所長　代表弁護士
監 査 役	石　田　敬　輔	株式会社写真化学　代表取締役会長 株式会社エスケーエレクトロニクス　取締役相談役

（注）1．取締役　東伏見慈晃が門主を務める宗教法人青蓮院へは、2016年３月に寄付を行っておりますが、その額は過去３事業年度の平均で年間1,000万円を超えず、また同法人の直近事業年度における総収入額の２％を超えない額であり、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たすことから同氏の独立性に問題はなく、また、当社と同法人との間には、特別の関係はありません。

2．取締役　竹内佐和子が客員教授を務める山形大学と当社との間には、研究開発に関する取引関係があります。なお、当社グループと同大学との取引額は同大学の直近会計年度における収益に対して５％未満と、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たすことから同氏の独立性に問題はありません。また、同氏が客員教授を務める同大学工学部との取引はなく、当社と同大学との間には、特別の関係はありません。

3．監査役　石角完爾が代表弁護士を務める千代田国際経営法律事務所とは、顧問弁護士契約を締結しております。当社は同事務所へ顧問料を支払っておりますが、その額は同事務所の直近事業年度における総収入額の２％を超えない額であり、当社と同事務所との間には、特別の関係はありません。

4．監査役　石田敬輔が代表取締役会長を務める株式会社写真化学とは、一般的取引条件にしたがってカタログ印刷等の取引を行っております。当社グループと同社グループの取引額は当社グループの当連結会計年度における売上高に対して２％未満、同社グループの直近連結会計年度における売上高に対して５％未満と、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たすことから同氏の独立性に問題はなく、また、当社と同社との間には、特別の関係はありません。

5．その他の社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

6．当社では、「独立社外役員の独立性判断基準」を当社ウェブサイト（https://www.horiba.com/jp/investor-relations/corporate-governance/）に掲載しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、それぞれ会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

5．会計監査人の状況

⑴　会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

⑵　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　47百万円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　64百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な連結子会社のうち、ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）、ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）、ホリバABX社（フランス）、ホリバ・フランス社（フランス）、ホリバMIRA社（イギリス）は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶　当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項以外の業務であるコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

⑷　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．会社の体制及び方針

⑴　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ．取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、法令及び定款を遵守することをホリバコーポレートフィロソフィ、倫理綱領等に明記して、法令・定款遵守の企業風土を醸成し、法令・定款違反行為の未然防止に努めるものとする。

　取締役及び使用人が他の取締役または使用人の法令・定款違反行為を発見した場合は、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとし、コンプライアンス統轄責任者は通報内容を確認して、必要に応じて社内関係機関に報告するなどガバナンス体制を維持・強化するものとする。

ⅱ．コンプライアンス体制の基礎として、倫理綱領及びコンプライアンス管理規程を定めており、今後とも、取締役及び使用人全員へのこれらの浸透を図り、内部統制システムの構築・整備・維持・向上の推進を図るものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対して、教育を実施するものとする。

ⅲ．内部監査に当たる監査担当部署は、法令・定款違反の発見・防止と業務プロセスの改善指示等に努めるものとし、執行部門から独立した組織にするものとする。

ⅳ．法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての前記「ⅰ.」記載の社内通報体制に加えて、コンプライアンス管理規程に基づき社外弁護士等を直接の情報受領者とする通報制度をすでに設けており、今後ともその適切な運用を行うものとする。

ⅴ．監査役は、当社の法令・定款遵守体制及びコンプライアンスに関する体制の運用に問題があると認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

ⅵ．取締役会、監査役による監督・監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役をすでに選任しているが、今後とも引き続き適任者を選ぶものとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役の指揮・監督の下で業務執行を行う使用人の職務執行に係る情報も含めて、文書管理規程、文書保存基準等文書に関する定めに基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理するものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する体制の基礎として、リスク管理に関する諸規程を定め、リスク管理の体制を構築し、運用するものとする。また、必要に応じて取締役及び使用人に対してリスク管理に関する教育・訓練を実施するものとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、取締役会の決定に基づく職務執行に当たっては、取締役・執行役員が役割分担等を行い効率的な業務執行を行うものとする。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ．グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するコーポレートフィロソフィを制定しており、その考え方を基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。
子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制として、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、各グループ会社の経営会議等を通じて子会社の取締役等の職務の執行に係る事項につき報告を求めるとともに、必要に応じてモニタリング・監査を行うものとする。また、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行等が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、取締役及び使用人は、グループ会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとする。

ⅱ．子会社の損失の危険の管理に関する体制として、関係会社管理規程に従い子会社のリスク把握を行うほか、国内子会社においては、国内の子会社も対象とするリスク管理に関する諸規程を定め、子会社におけるリスク管理の体制を構築し、運用するものとする。

ⅲ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、グループ一体となった経営を推進し、各グループ会社の経営会議、グローバル経営戦略の審議・決定を行う会議、経営戦略に基づく予算の審議・決定を行う会議を開催するほか、グループ会社間で業務のシェアードサービスを実施する等、効率化を図るものとする。

ⅳ．子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上の問題があると認識した場合には、監査担当部署またはコンプライアンス担当部署に報告するものとする。
監査担当部署またはコンプライアンス担当部署は直ちに監査役に報告するとともに、必要に応じて社内関係機関に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。また、報告を受けた監査担当部署またはコンプライアンス担当部署、社内関係機関は、コンプライアンス管理規程、リスク管理に関する規程等に基づき対応するものとする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することを求めることができるものとする。監査役補助者に関し、その任命、解任、人事異動、評価、賃金等の改定については、監査役の同意を必要とするものとする。
また、監査役は、監査の実効性の観点から監査役補助者の体制の強化に努めるものとし、監査役補助者の属する組織及び監査役の監査役補助者に対する指揮命令権の明確化を図るものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

ⅰ．取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に、また同様に子会社の取締役、監査役、使用人等（これらの者から報告を受けた者を含む）は、子会社の業務

または業績に影響を与える重要な事項について当該子会社における担当部署もしくは子会社の監査役を通じて当社の監査役に、報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人、子会社の取締役、監査役、使用人等に対して報告を求めることができるものとする。

ⅱ．社内通報に関するコンプライアンス管理規程に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令・定款違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

⑧報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

コンプライアンス管理規程に報告者の不処分を規定し、前記「⑦」記載の報告を行った者に対して、報告したことを理由に処分したり、不利な取扱いをしないものとする。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役は、監査役費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意し、職務の執行上必要と認める費用について予算を計上するものとする。なお、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができるものとする。

⑩監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実施に当たり、監査役と弁護士、公認会計士等外部専門家との連携体制、監査担当部署等との社内の連携体制を確保するものとする。

⑵　当社の上記体制の運用状況

①コンプライアンスに対する取組みの状況

ホリバコーポレートフィロソフィ、コンプライアンス管理規程、倫理綱領等を制定して、コンプライアンスに係る体制強化を図り、違法行為を未然防止するとともに、違法行為を早期に発見・是正する施策として内部通報制度を導入し、社外弁護士相談窓口、内部通報メールシステム等を設置して、社内の法令遵守意識を高めております。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓発や事案の審議、内部通報された内容の審理・答申・是正勧告などの機能を担っております。

②職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

定例取締役会を毎月１回、臨時の取締役会を必要に応じてそれぞれ開催し、取締役は迅速・機動的な意思決定を行っております。

取締役会における経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、コーポレートオフィサー（執行役員）制度を導入しております。取締役は、コーポレートオフィサーに業務執行を委託し、委託を受けたコーポレートオフィサーは部長等管理職に対して、具体的な指揮・命令・監視を行っております。

取締役、コーポレートオフィサー、部門長が出席するオペレーション会議、経営会議はそれぞれ月に２～４回の頻度で定期的に開催し、業務執行に関する報告・検討・決定などを行っております。

また、取締役会、監査役による監督、監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役を選任しております。

③損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスク管理体制の強化を目的にグループリスク管理規程を制定し、リスクを事業に関するリスク、開発・製造に関するリスク、販売に関するリスク、財務に関するリスクと大きく分類し、それらのリスクの管理体制・危機発生の際の責任体制などについて定めております。

リスク管理に関わる課題、対応策を協議、承認する組織として、HORIBAグループリスク管理委員会がその任に当たることとし、定期的な啓発活動、トレーニングにより、リスクに直面した際には、経営トップから担当者まで、当社グループ従業員全員が、自らの役割を認識し、責任ある的確な行動ができる体制を整えております。

④当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

関係会社管理規程に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行っております。

取締役及び使用人は、当社グループにおいて、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス管理規程に基づいて通報するものとしております。

また、各グループ会社の役員及び幹部社員が出席するグローバルな経営戦略を審議・決定する会議、経営戦略に基づく予算を審議・決定する会議を開催しております。

⑤監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画などに従って監査を実施し、取締役会、オペレーション会議、事業部門ごとの経営会議、その他重要な会議に出席しております。また、取締役、内部監査部門などからその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類などを閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査して、取締役の職務遂行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為の監視をしております。

弁護士、公認会計士などの外部専門家との連携、監査担当部署などとの社内の連携を図っております。

⑶ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主、投資家、お客様、取引先、従業員等の様々なステークホルダー（利害関係者）との相互関係に基づき成り立っています。当社は、世界で事業展開する分析機器メーカーとして「真のグローバルカンパニー」をめざし、様々な産業分野の市場に対して、付加価値の高い製品やサービス、分析技術を通じて、「地球環境の保全」「ヒトの健康」「社会の安全・利便性向上」「科学技術の発展」などに貢献することを使命とし、それによって、全てのステークホルダーに対する企業としての社会的責任（社会貢献）を果たすことができると考えています。

また、当社は、将来の収益を生み出す源泉であり企業の永続を担保する人財・技術力やそれを支える企業文化といった「見えない資産」を大切に育成し、これらを包括する「HORIBAブランド」の価値を高める活動を展開しています。これにより、企業価値向上と様々なステークホルダーとの強い信頼関係の構築をめざします。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資していただいている株主の皆様には、当社の企業理念及び経営方針にご賛同いただいたうえで、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと考えます。言い換えれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと当社は考えており、当社株式の大量取得行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かについても、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えています。

一方、わが国の資本市場において、企業価値の源泉となるステークホルダーの存在を無視して、自己の短期的な利益のみを追求していると思われる株式の大量取得行為があり得ると認識しています。当社としては、上述の社会的責任を果たし、企業価値を向上させることが、このような濫用的な株式の大量取得行為への最善の対応であり、いわゆる買収防衛策の導入は不要と判断しています。

ただ、仮に、このような濫用的な株式の大量取得行為の提案がなされた場合には、株主、投資家の皆様に適切にご判断いただくために、当社経営陣はそのような濫用的な提案の内容や条件について十分検討し、その検討結果及び見解を株主、投資家の皆様に提供することが、重要な責務であると考えています。

また、当社では、株主の皆様に対して善管注意義務を負う経営者の当然の責務として、株式の買付けや買収提案に際しては、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、適切な措置を講じます。

そのため、社外の専門家も起用して株式の買付けや買収提案の評価及び買付者や買収提案者との交渉を行うほか、当社の企業価値、株主共同の利益を損なうと判断される株式の買付けや買収提案に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考え、関連する法令に従い、適切に対応します。

⑷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

オーナー（株主）の皆様への利益配分につきましては、2013年２月14日開催の取締役会において、2013年度以降は、配当金額と自社株式取得金額を合わせた「株主総還元額」を連結純利益の30％を目処として、柔軟に対処することを基本方針として決定しました。利益成長を通じて企業価値向上を図るべく、内部留保資金を有効活用し成長分野に重点的に投資する一方、この方針のもと、オーナー（株主）の皆様に対して、連結業績に連動した利益還元を実施してまいります。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表　（2019年12月31日現在）

〔単位　百万円〕

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**216,553**	**流動負債**	**88,472**
現金及び預金	95,646	支払手形及び買掛金	19,861
受取手形及び売掛金	59,121	短期借入金	8,495
有価証券	3,079	1年内償還予定の社債	15,000
商品及び製品	19,995	未払金	16,164
仕掛品	17,690	未払法人税等	2,004
原材料及び貯蔵品	13,927	前受金	19,169
その他	7,889	賞与引当金	1,188
貸倒引当金	△ 796	製品保証引当金	2,369
固定資産	**98,579**	その他	4,218
有形固定資産	**75,929**	**固定負債**	**55,044**
建物及び構築物	39,780	社債	30,000
機械装置及び運搬具	12,053	長期借入金	16,878
土地	15,177	繰延税金負債	613
建設仮勘定	3,604	退職給付に係る負債	2,017
その他	5,313	その他	5,534
無形固定資産	**5,535**	**負債合計**	**143,517**
のれん	1,254	**純資産の部**	
ソフトウエア	2,734	**株主資本**	**170,894**
その他	1,546	資本金	12,011
投資その他の資産	**17,114**	資本剰余金	18,599
投資有価証券	10,612	利益剰余金	141,689
退職給付に係る資産	13	自己株式	△ 1,405
繰延税金資産	3,605	**その他の包括利益累計額**	**58**
その他	2,933	その他有価証券評価差額金	4,344
貸倒引当金	△ 51	繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	△ 4,042
		退職給付に係る調整累計額	△ 244
		新株予約権	**651**
		非支配株主持分	**10**
資産合計	**315,133**	**純資産合計**	**171,615**
		負債純資産合計	**315,133**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年１月１日から2019年12月31日まで）　　〔単位　百万円〕

科目	金額	
売上高		**200,241**
売上原価		117,624
売上総利益		**82,617**
販売費及び一般管理費		61,701
営業利益		**20,916**
営業外収益		
受取利息	237	
受取配当金	185	
助成金収入	43	
外国税還付金	148	
雑収入	214	827
営業外費用		
支払利息	496	
社債発行費	154	
為替差損	439	
雑損失	135	1,225
経常利益		**20,518**
特別利益		
固定資産売却益	113	
投資有価証券売却益	9	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	137	260
特別損失		
固定資産除却損	44	44
税金等調整前当期純利益		**20,734**
法人税、住民税及び事業税	4,956	
法人税等調整額	268	5,225
当期純利益		**15,508**
非支配株主に帰属する当期純利益		26
親会社株主に帰属する当期純利益		**15,481**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年２月14日

株式会社堀場製作所
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　浦　　洋 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　羽　津　隆　弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安　井　康　二 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社堀場製作所の2019年１月１日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社堀場製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（2019年12月31日現在）　　〔単位　百万円〕

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**102,822**	**流動負債**	**49,166**
現金及び預金	52,088	支払手形	240
受取手形	4,468	電子記録債務	10,407
売掛金	14,056	買掛金	5,134
有価証券	2,998	関係会社短期借入金	1,095
商品及び製品	1,924	1年内償還予定の社債	15,000
仕掛品	9,619	未払金	6,839
原材料及び貯蔵品	2,527	未払費用	796
未収入金	14,821	未払法人税等	442
その他	376	前受金	7,775
貸倒引当金	△58	賞与引当金	284
固定資産	**104,681**	製品保証引当金	749
有形固定資産	**21,526**	その他	401
建物	11,890	**固定負債**	**46,397**
構築物	411	社債	30,000
機械及び装置	1,220	長期借入金	15,120
車両運搬具	122	その他	1,277
工具、器具及び備品	1,853	**負債合計**	**95,563**
土地	5,972	**純資産の部**	
建設仮勘定	55	**株主資本**	**107,198**
無形固定資産	**1,559**	**資本金**	**12,011**
ソフトウエア	1,433	**資本剰余金**	**18,612**
その他	125	資本準備金	18,612
投資その他の資産	**81,595**	その他資本剰余金	0
投資有価証券	10,048	**利益剰余金**	**77,979**
関係会社株式	63,714	利益準備金	817
関係会社出資金	3,735	その他利益剰余金	77,162
関係会社長期貸付金	2,049	固定資産圧縮積立金	26
長期預金	1,500	別途積立金	64,089
その他	1,076	繰越利益剰余金	13,047
貸倒引当金	△529	**自己株式**	**△1,405**
		評価・換算差額等	**4,090**
		その他有価証券評価差額金	**4,089**
		繰延ヘッジ損益	**0**
		新株予約権	**651**
資産合計	**207,503**	**純資産合計**	**111,940**
		負債純資産合計	**207,503**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2019年1月1日から2019年12月31日まで）　　〔単位　百万円〕

科目	金額	
売上高		**64,029**
売上原価		40,601
売上総利益		**23,427**
販売費及び一般管理費		17,981
営業利益		**5,446**
営業外収益		
受取利息	65	
受取配当金	7,905	
雑収入	3,046	11,017
営業外費用		
支払利息	54	
社債利息	101	
為替差損	120	
雑損失	2,491	2,768
経常利益		**13,695**
特別利益		
固定資産売却益	0	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	107	107
特別損失		
固定資産除却損	25	
債務保証等損失引当金繰入額	166	
貸倒引当金繰入額	258	450
税引前当期純利益		**13,351**
法人税、住民税及び事業税	1,168	
法人税等調整額	367	1,535
当期純利益		**11,816**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年２月14日

株式会社堀場製作所
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　浦　　洋 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　羽　津　隆　弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安　井　康　二 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社堀場製作所の2019年１月１日から2019年12月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成31年１月１日から令和１年12月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、グループ経営監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和２年２月14日

株式会社　堀場製作所　監査役会

常勤監査役　宇野敏彦　㊞
社外監査役　石角完爾　㊞
社外監査役　石田敬輔　㊞

以　上

議案及び参考事項

第１号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（８名）の任期が満了いたしますので、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
1	堀場　厚（ほりば　あつし） （1948年２月５日生）	1972年９月　当社入社 1977年12月　当社海外技術部長 1981年３月　当社海外本部長 1982年６月　当社取締役就任 1988年６月　当社専務取締役就任 1989年６月　株式会社エステック（現株式会社堀場エステック）取締役就任 1992年１月　当社代表取締役社長就任 1995年６月　株式会社エステック（現株式会社堀場エステック）代表取締役社長就任 2002年８月　厚利巴儀器（上海）有限公司（中国）（現堀場儀器（上海）有限公司（中国））取締役会長（董事長）就任 2005年６月　当社代表取締役会長兼社長就任 2016年４月　株式会社堀場エステック代表取締役会長就任　現在に至る 2018年１月　当社代表取締役会長兼グループCEO就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社堀場エステック　代表取締役会長 ソフトバンク株式会社　社外取締役	1,040,591株
	【取締役候補者とした理由】 1992年から2017年末に至るまで約26年間にわたり当社代表取締役社長を務め、2018年からは当社代表取締役会長兼グループCEOとして、グローバルに当社グループの成長をリードする等、豊富な経営経験を有しており、グループCEOとして、より一層のグループ力の強化やグローバル展開を進めるにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
2	齊藤壽一（さいとう じゅいち） （1958年２月10日生）	1982年３月　当社入社 1997年３月　当社エンジン計測企画開発部長 2002年２月　ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ）取締役社長就任 2002年６月　当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任 2004年６月　株式会社エステック（現株式会社堀場エステック）取締役就任 2005年６月　当社取締役就任 株式会社堀場エステック常務取締役就任 2008年６月　同社取締役副社長就任 2012年１月　当社経営戦略本部長 2013年３月　当社取締役副社長就任 2016年３月　当社代表取締役副社長就任 2018年１月　当社代表取締役副会長兼グループCOO就任　現在に至る 2018年４月　ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス） 代表取締役社長就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス）　代表取締役社長	17,506株
	【取締役候補者とした理由】 経営戦略本部長として事業戦略や企業買収を中心となって推進した経験に加え、アメリカ子会社の経営をはじめとした海外経験を有しており、2018年からはグループCOOとしてグループ全体を統括し、より一層のグローバル展開を進めるにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
3	足立正之（あだち まさ ゆき） （1962年11月１日生）	1985年３月　当社入社 1999年３月　当社エンジン計測開発部長 2003年３月　当社エンジン計測システム統括部長 2005年９月　当社自動車計測システム統括部長 2006年６月　当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任 2007年１月　ホリバ・インターナショナル社（アメリカ） （現ホリバ・インスツルメンツ社（アメリカ））社長就任 2010年４月　当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任 2011年１月　当社開発本部長兼開発統括室長 2014年３月　当社取締役就任 2014年４月　ホリバ・ジョバンイボン社（フランス） （現ホリバ・フランス社(フランス)）代表取締役社長就任 2016年１月　同社経営監督委員会議長就任　現在に至る 2016年３月　当社専務取締役就任 2018年１月　当社代表取締役社長就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 ホリバ・フランス社（フランス）　経営監督委員会議長	12,649株
	【取締役候補者とした理由】 開発本部での豊富な経験やアメリカ・フランスの子会社の経営をはじめとした海外経験を有しており、2018年からは当社代表取締役社長として当社の経営を担い、さらなる技術力強化を通じ企業価値向上を実現するにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴
〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>大川昌男（おおかわまさお）
（1966年３月13日生）</td><td>1988年４月　日本銀行入行
2003年９月　同行フランクフルト事務所長
2013年５月　同行高松支店長
2015年６月　同行京都支店長
2017年１月　同行退行
2017年１月　当社入社
当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任
2017年３月　当社管理本部長兼東京支店長　現在に至る
2018年３月　当社常務取締役就任　現在に至る</td><td>10,579株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
前職の金融機関でのグローバルな経験から、グローバル財務戦略の構築並びに当社のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスを強化するにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
5	長野隆史（ながの たかし） （1962年4月13日生）	1985年３月　当社入社 1999年３月　当社エンジン計測企画開発部長 2001年３月　当社エンジン計測システム統括部長 2003年12月　ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）代表取締役社長就任 2005年６月　当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任 2006年６月　当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任 2011年１月　当社営業本部長 2011年４月　ホリバ・ヨーロッパ社（ドイツ）代表取締役社長兼CEO就任 2013年４月　同社CEO就任 2014年４月　ホリバ・コリア社（韓国）代表取締役社長就任 2016年３月　当社取締役就任　現在に至る 2016年４月　ホリバ・コリア社（韓国）代表取締役会長就任　現在に至る 2018年１月　当社GLOBAL ATS BOARD LEADER 〔重要な兼職の状況〕 ホリバ・コリア社（韓国）　代表取締役会長	11,979株
	【取締役候補者とした理由】 自動車計測システム機器部門や営業本部での豊富な経験やドイツ・韓国の子会社の経営をはじめとした海外経験を有しており、激動する自動車業界へ対応するにあたり適任と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
6	杉田正博（すぎた まさひろ） （1944年10月20日生）	1967年４月　日本銀行入行 1989年４月　同行松本支店長 1996年５月　同行国際局長 1998年６月　同行退行 1998年６月　日本輸出入銀行海外投資研究所長 1999年９月　同行退行 1999年９月　日本銀行監事就任 2003年９月　同行監事退任 2003年12月　萬有製薬株式会社社外監査役（常勤）就任 2006年６月　当社取締役就任　現在に至る 2007年６月　株式会社七十七銀行社外監査役就任 2009年10月　萬有製薬株式会社社外監査役就任 2010年10月　ＭＳＤ株式会社監査役就任 2013年６月　株式会社七十七銀行社外監査役退任 同行社外取締役就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 株式会社七十七銀行　社外取締役	1,100株
	【社外取締役候補者とした理由】 豊富な国際金融経済の経験や他社の取締役としての見識等を当社の経営に活かしていただいているため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
7	東伏見慈晃（ひがしふしみじこう） （1942年6月21日生）	1966年４月　株式会社埼玉銀行（現株式会社りそな銀行）入行 1988年４月　同行東久留米支店長 1993年３月　株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行）退行 1993年４月　宗教法人青蓮院（京都市）入山 1994年４月　同法人執事長就任 2003年12月　同法人代表責任役員門主就任　現在に至る 2016年３月　当社取締役就任　現在に至る 2019年４月　株式会社片岡製作所社外監査役就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 宗教法人青蓮院　代表責任役員　門主 株式会社片岡製作所　社外監査役	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 宗教法人青蓮院の門主としての卓見に基づく倫理的観点からの助言や金融機関での勤務経験等を当社の経営に活かしていただいているため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔地位及び担当並びに重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
8	竹内佐和子（たけうちさわこ） （1952年7月9日生）	1984年４月　フランス応用数理経済研究所客員研究員 1988年10月　エコール･ナショナル･デ・ポンゼショセ（フランス）国際経営大学院（MIB）副所長 1994年９月　株式会社長銀総合研究所主席研究員 1998年４月　東京大学大学院工学系研究科助教授 2002年４月　東洋大学経済学部教授 2004年10月　世界銀行アジア太平洋部門都市開発セクター（中国担当） 2005年７月　外務省参与・大使 2005年10月　京都大学工学研究科客員教授 2011年４月　パリ日本文化会館（国際交流基金）館長 2016年３月　当社取締役就任　現在に至る 2016年４月　文部科学省顧問就任 2017年６月　山形大学工学部（学術院）特任教授 2018年４月　東京音楽大学客員教授　現在に至る 山形大学工学部（学術院）客員教授　現在に至る 2019年６月　サクサホールディングス株式会社社外取締役就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 東京音楽大学　客員教授 山形大学工学部（学術院）　客員教授 サクサホールディングス株式会社　社外取締役	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 工学博士としての見識や、当社の主要な拠点があるフランスをはじめとした国際経験を当社の経営に活かしていただいているため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．竹内佐和子氏が客員教授を務める山形大学と当社との間には、研究開発に関する取引関係があります。なお、当社グループと同大学との取引額は同大学の直近会計年度における収益に対して５％未満と、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たすことから同氏の独立性に問題はありません。また、同氏が客員教授を務める同大学工学部との取引はなく、当社と同大学との間には、特別の関係はありません。

２．その他、各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

３．取締役候補者　杉田正博氏、東伏見慈晃氏、竹内佐和子氏は、社外取締役候補者であります。

4．当社では、「取締役候補指名に当たっての方針」及び「独立社外役員の独立性判断基準」を定めております（当社ウェブサイト（https://www.horiba.com/jp/investor-relations/corporate-governance/））。
本議案における社外取締役候補者３氏は、全てこの基準を満たしております。
このほか、社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 当社社外取締役就任期間
杉田正博氏の当社社外取締役就任期間は、2006年６月17日開催の第68回定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって13年９ヶ月であります。
東伏見慈晃氏の当社社外取締役就任期間は、2016年３月26日開催の第78回定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって４年であります。
竹内佐和子氏の当社社外取締役就任期間は、2016年３月26日開催の第78回定時株主総会において選任されてから本総会終結の時をもって４年であります。

(2) 責任限定契約の締結
当社と杉田正博氏、東伏見慈晃氏、竹内佐和子氏は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。各氏の再任が承認可決された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

(3) 独立役員の届出
当社は、杉田正博氏、東伏見慈晃氏、竹内佐和子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

第２号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（３名）の任期が満了いたしますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔地位及び重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
1	※ 中峯　敦（なかみね　あつし） （1953年８月25日生）	1978年３月　当社入社 2001年７月　ABX社（フランス）（現ホリバABX社（フランス））取締役副社長兼COO就任 2002年６月　当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任 2005年３月　ホリバABX社（フランス）取締役社長兼CEO就任 2005年６月　当社シニアコーポレートオフィサー（常務執行役員）就任 2008年12月　ホリバ・ヨーロッパ・ホールディング社（フランス）取締役社長就任 2011年４月　当社コーポレートオフィサー（執行役員）就任　現在に至る 2013年１月　当社グループ生産統括室長 2014年１月　当社業務改革推進センター長 2018年１月　当社グローバル本部副本部長　現在に至る 2018年３月　当社補欠監査役　現在に至る	7,530株
	【監査役候補者とした理由】 経理部門での勤務経験やフランスでの海外グループ会社の経営経験を有していることに加え、2018年からは補欠監査役として選任されており、監査業務を務めることに適任と判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔地位及び重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
2	※ 山田啓二（やまだ けいじ） （1954年4月5日生）	1977年４月　自治省（現総務省）入省 1992年７月　内閣法制局参事官 1999年８月　京都府総務部長 2001年６月　京都府副知事 2002年４月　京都府知事（１期） 2006年４月　京都府知事（２期） 2010年４月　京都府知事（３期） 2011年４月　全国知事会会長（１期） 2013年４月　全国知事会会長（２期） 2014年４月　京都府知事（４期） 2015年４月　全国知事会会長（３期） 2017年４月　全国知事会会長（４期） 2018年４月　京都産業大学学長補佐、法学部法政策学科教授　現在に至る 2018年６月　公益財団法人京都文化財団理事長　現在に至る 2019年６月　川崎汽船株式会社社外取締役就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 京都産業大学　学長補佐、法学部法政策学科　教授 公益財団法人京都文化財団　理事長 川崎汽船株式会社　社外取締役	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 地方行政における豊富な経験や経歴を通じて培われた幅広い見識を当社経営に活かしていただくため、過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考えており、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔地位及び重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
3	※ 田邉智子（たなべ ともこ） （1971年11月14日生）	1996年４月　京都府立医科大学付属病院第一内科研修医 1998年７月　ベス・イスラエルメディカルセンター内科レジデント 2001年７月　同チーフレジデント 2002年７月　ペンシルベニア大学総合内科フェローシップ 2004年９月　カリフォルニア大学サンディエゴ校医学部内科臨床准教授 退役軍人局サンディエゴ医療センター総合内科 2005年２月　カリフォルニア大学サンディエゴ校医学部 3回生臨床クラークシップ副ディレクター 2008年９月　医療法人坂崎診療所中之島クリニック（現医療法人知音会中之島クリニック）副院長 2009年４月　医療法人知音会御池クリニックレディースドック長　現在に至る 2010年２月　親友会ホールディングス株式会社取締役就任　現在に至る 2010年７月　京都府立医科大学男女共同参画推進センター 委員　現在に至る 2017年５月　株式会社京都メディカルクラブ代表取締役副社長就任 2018年６月　同社代表取締役社長就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 親友会ホールディングス株式会社　取締役 株式会社京都メディカルクラブ　代表取締役社長	1,000株
	【社外監査役候補者とした理由】 医師としての医療における高度な専門知識や知見及び企業の経営に関する高い見識を当社の経営に活かしていただくため、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．山田啓二氏が学長補佐、法学部法政策学科教授を務める京都産業大学と当社との間には、研究開発等に関する取引関係があります。なお、当社グループと同大学との取引額は同大学の直近会計年度における事業活動収入に対して５％未満と、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たすことから同氏の独立性に問題はありません。

２．田邉智子氏が代表取締役社長を務める株式会社京都メディカルクラブと当社との間には、健康診断等に関する取引関係があります。なお、当社グループと同社との取引額は同社の直近会計年度における売上高に対して５％未満と、当社の定める「独立社外役員の独立性判断基準」を満たすことから同氏の独立性に問題はありません。

３．その他、各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

４．監査役候補者　山田啓二氏、田邉智子氏は、社外監査役候補者であります。

5．当社では、「監査役候補指名に当たっての方針」及び「独立社外役員の独立性判断基準」を定めております（当社ウェブサイト（https://www.horiba.com/jp/investor-relations/corporate-governance/））。
本議案における社外監査役候補者両氏は、全てこの基準を満たしております。
このほか、社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

⑴ 責任限定契約の締結
山田啓二氏、田邉智子氏が社外監査役に就任された場合、当社は両氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

⑵ 独立役員の届出
山田啓二氏、田邉智子氏が社外監査役に就任された場合、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

6．※印は新任の候補者であります。

第３号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役の候補者は、第２号議案「監査役３名選任の件」が承認可決されることを条件として、社外監査役　山田啓二氏及び田邉智子氏の補欠の社外監査役として吉田和正氏、監査役　中峯敦氏の補欠監査役として米田有利氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、吉田和正氏、米田有利氏の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
1	吉田和正（よしだ かずまさ） （1956年11月16日生）	1979年４月　キヤノン株式会社入社 1980年２月　同社退社 1980年３月　中野公認会計士事務所入所 1991年９月　同所退所 1991年10月　吉田和正税理士事務所所長　現在に至る 2006年５月　株式会社デリブ監査役就任　現在に至る 2014年６月　日本リグランド株式会社監査役就任　現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 吉田和正税理士事務所　所長 株式会社デリブ　監査役 日本リグランド株式会社　監査役	1,000株
	【補欠の社外監査役候補者とした理由】 税理士としての税務及び会計に関する豊富な専門的知識や他社の監査役としての経験を当社の経営に活かしていただくため、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考えており、新たに補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
2	米田有利（よねだ ありとし） （1955年1月25日生）	1978年３月　当社入社 1999年３月　当社環境・プロセス開発部長 2001年３月　当社生産設計２部長 2001年９月　当社製品化設計部長 2003年３月　当社製品化設計センター長 2011年１月　当社設計センター長 2014年１月　当社アプリケーション開発センター長 2016年１月　当社第１製品開発センター長 2018年８月　当社品質安全統括センター長 2020年１月　当社品質安全統括センター技術担当センター長　現在に至る	5,604株
	【補欠の監査役候補者とした理由】 生産本部や開発本部での業務経験に加え、品質安全統括部門において統合マネジメントシステムの運用と推進に務めてきた経験を有しており、監査業務を行うにあたり適任と判断し、新たに補欠監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．補欠監査役候補者　吉田和正氏は、東京証券取引所の定めや当社が定めた「監査役候補指名に当たっての方針」及び「独立社外役員の独立性判断基準」を満たす、補欠の社外監査役候補者であります。

３．補欠の社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

⑴　責任限定契約の締結

吉田和正氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

⑵　独立役員の届出

吉田和正氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以　上

「インターネットによる議決権行使のご案内」

⑴　ご注意事項

・インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（https://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、このウェブサイトは携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけません。

・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

・本総会の議決権行使でご使用いただくパスワードは、最初のアクセス時、株主様ご自身で改めてご設定いただきます。議決権行使書用紙の議決権行使コードが記載された部分を大切に保管していただくとともに、ご入力いただいたパスワードは、忘れないようにご注意ください。
なお、パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

・議決権行使専用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

⑵　お問い合わせ先

・議決権行使でのパソコンの操作方法について
　三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
　電話 0120(652)031　(受付時間　9:00～21:00)

・その他のご照会は、次の問い合わせ先にお願いいたします。
①証券会社に口座をお持ちの株主様
　お取引の証券会社
②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
　三井住友信託銀行　証券代行事務センター
　電話 0120(782)031　(受付時間　9:00～17:00　土日休日を除く)

機関投資家の皆様へ
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以　上

<MEMO>

株主総会会場ご案内図

交通機関のご案内

- **ＪＲご利用の場合**〈西大路駅下車〉
  西大路通を北へ徒歩約５分、西大路八条を西へ徒歩約10分
- **阪急電車ご利用の場合**〈西京極駅下車〉
  葛野大路通を南へ徒歩約12分、葛野大路八条を東へ徒歩約３分
- **京都市バスご利用の場合**
  〈西大路八条下車〉西大路八条を西へ徒歩約10分
  〈葛野大路八条下車〉葛野大路八条を東へ徒歩約３分
- **（ご参考）タクシーご利用の場合**
  ＪＲ京都駅より約15分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。